

こおりやまSDGsアワード事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こおりやま広域連携中枢都市圏（以下「こおりやま広域圏」という。）内において持続可能な地域づくりに先導的又は先進的な役割を果たしたと認められる住民又は団体、学校若しくは事業者等（以下「団体等」という。）を表彰することにより、今後の持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の一層の理解及び普及を図るとともに、持続可能な地域づくりの推進に寄与することを目的として実施するこおりやまSDGsアワード事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象となる者は、こおりやま広域圏内において持続可能な地域づくりに資する活動をしている個人又は団体等とする。

(表彰対象活動)

第3条 表彰の対象となる活動は、持続可能な地域づくりに資する先導的又は先進的な活動で、次の各号のいずれかに該当する活動のうち、政治又は宗教を目的とする活動でないものとする。

- (1) SDGsの理念の普及及び拡大に資する活動
- (2) 持続可能な地域づくりに資する人材を育成する活動
- (3) 経済、社会、環境の三側面における相乗効果を生み出し、自律的好循環が見込まれる活動
- (4) 多様な主体との連携により、広域的な課題の解決につながる活動

(表彰対象者の推薦)

第4条 市長は、前条に該当していると認められる個人又は団体等について、公募の方法による推薦若しくは申込み又は各部局長、各行政センター所長若しくは各公民館長からの推薦を受けるものとする。

2 前項の推薦又は申込みは、こおりやまSDGsアワード事業推薦・申込書（別記様式）による。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、前条の規定により推薦又は申込みのあった個人又は団体等について、こおりやまSDGs及びウェルビーイング推進懇談会において意見を聴取し、被表彰者を決定するものとする。

2 前項に規定するこおりやまSDGs及びウェルビーイング推進懇談会での意見聴取及び被表彰者の決定に必要な事項は別に定める。

(表彰)

第6条 市長は、前条により決定した被表彰者に対し表彰を行う。

2 前項に規定する表彰は、一般部門及び教育部門により行うものとする。

3 第1項に規定する表彰は、表彰状等の授与により行うものとする。

4 表彰は、市長が定める日に行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月25日から施行する。

こおりやまSDGsアワード事業推薦・申込書

年 月 日

郡山市長

推薦者・申込者	住所又は所在地
	氏名又は団体名
	及び代表者氏名
	電話番号

こおりやまSDGsアワード事業実施要綱第4条の規定により、表彰団体等として下記のとおり推薦・申込みします。

記

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 1 被推薦者・申込者 | 氏名又は団体名 |
| | 住所又は所在地 |
| 2 代表者 | 氏名 |
| | 役職等 |
| 3 活動内容 | 別紙推薦・申込説明書のとおり |
| 4 参考資料 | ※活動の内容が分かる会報や総会資料・写真、取り上げられた新聞記事等 |

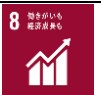
(別紙1)

推 薦 ・ 申 込 説 明 書

推薦・申込部門	一般部門 ・ 教育部門
---------	-------------

氏名又は団体名		
住所又は所在地		
連絡先	(電話番号)	
	(E-mail)	
団体等の概要	(規模、設立年、活動・事業概要等)	
職業・勤務先		

活 動 内 容

活動の名称									
貢献する SDGs の ゴール (○を記入)									
									
活動の概要									
活動の目的・背景									

活動の具体的内容			
今後の課題と展望			
活動歴	年から	表彰歴	・有 年 (・無)
補助金の有無	・有 補助金等の名称 () 金額 (円) ・無		